

「リカードウ評伝」の試み(6)

—生涯・学説・活動—

中村 廣治

序 章 ディヴィッド・リカードウの生涯・第1期

第1章 「地金論争」におけるリカードウ

第2章 マルサスとの利潤率規定法則論争

(以上、5巻4号、6巻1、2、4号、7巻1号)

第3章 『利潤論』

1 マルサスの『地代論』と『外国穀物輸入制限政策論の論拠』

2 『地代論』・『論拠』をめぐる両者の応酬

3 『利潤論』(以上、本号)

4 「農業剩余」論争

5 リカードウ地代論の確立

第3章 『利潤論』

1 マルサスの『地代論』と『外国穀物輸入制限政策論の論拠』

すでに触れたようにマルサスは、穀物法改正問題については、『穀物法論』(1814年)によつていち早く発言していたが、その改正を審議する議会開会前に、この問題を考察する理論的基礎を与える『地代論』(*An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, and the Principles by which it is regulated*, 1815)と輸入制限政策の論拠を明らかにする『外国穀物輸入制限政策論の論

拠』 (*The Grounds of an Opinion on the Policy of restricting the Importation of Foreign Corn: Intended as an Appendix to "Observations on the Corn Laws"*, 1815. 以下, 『論拠』と略称) の出版を急いだ¹⁾。前者は2月3日に, 後者も同月10日に出版されたようだ (IV,p.5)。前者はリカードウの差額地代論形成に寄与し, 後者は彼に穀物の輸入自由論の理論的根拠とその政策支持論の対置を急がせた。したがって, マルサスの上記・二著作は, まさにリカードウ『利潤論』のフル・タイトル (*An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock; Shewing the Inexpediency of Restrictions on Importation: With Remarks on Mr. Malthus' Two Late Publications: "An Inquiry into……Rent" and "Grounds……", 1815*) に示されるように, それと不可分の関連にある。まず, マルサスの『地代論』から考察を始める所以である。

(1) 『地代論』

本パンフレットは, その標題からも窺われるよう, 二つの部分から成る。あらかじめその大要を概括すると, 前半は地代の「性質」(本質)を明らかにして, それが「独占」に由来する原生産物の高価格から生じるのではなく, その本源は, 土地なる「自然」が土地耕作者の生活維持分を超える剩余をもたらすことにあり, したがって, それは自然の「賜物」であり, また食糧の自己需要創造性という, それに特有の自然的性質から「生産費」(一般的利潤を含む)を超える「価格超過分」をもたらす高価格が形成・維持される, と説く。後半は, この「価格超過分」としての地代が発生・増大する次第を, 人口・資本の増大に伴う肥沃地の枯渇・劣等地耕作の進展を基礎に, 穀物価格は上昇する(少なくとも維持される)が, 人口圧による賃金の低落と資本蓄積の進展による利潤率の下落との一方または双方から「生産費」が低下することから説明する。以下, 彼の叙述に即して, もう少し詳しく考察しよう。

(a) 地代の「原因」

地代が本源的所得の一つをなすことは, すでにスミスによって明らかにされ, 重農学派はそれだけに卓越した地位を与えたが, 穀物法が議論されている現在, それは特に注目を要する。

「土地の地代とは、その全生産物価値のうち、耕作に関わる支出が、その種類を問わず、当該時における農業資本の通例・普通の利潤率に応じて見積もられた充用資本の利潤を含めて、すべて支払われた後に、土地の所有者のもとに残る部分、と定義されよう。」(Malthus,7, pp.115-6.)

この定義がスミスのそれ(*Cf. WN.*,p.160.前掲邦訳(一)252-3ページ, 参照)を踏襲していることは明らかだろう。地代は、そこでは一般的利潤を超える剩余と定義されているからだ。続いて、その「原因」の究明に進む。

「地代の直接の原因是、明らかに、原生産物が市場で販売される価格のうち、生産費を超える超過分にある。」(7,p.116.)ここにいう「生産費」(the cost of production)が一般的利潤を含むことは、うえの地代の定義から明らかだろう。したがって、それを超える原生産物「高価格」の「原因」を明らかにすることが、最初の課題をなす。マルサスは、これに関するスミス、重農主義のいずれの見解にも完全には組しえず、まして「現代の著作家達」のそれにはなおさら同意しえない。というのは、彼らはすべて、地代が、「独占の一特徴をなす、生産費を超える価格超過分」と、「性質」も支配「法則」も、ともにきわめて「近似」している、と考えているからだ²⁾。確かに地代に関して「自然的独占」と近似する二、三の事情（土地の有限性、優良地の稀少等）があるが、もっと研究を進めると、「原生産物の高価格」は、その性質・起源も支配法則も、ともに「通例の独占の高価格と本質的に異なる」ことが明らかになる。

彼によると、原生産物高価格の原因是、次の三つである。①主として、土壤に用いられる人々の維持に要するよりも、もっと多くの生活必需品を産みだすという土壤の性質。つまり土地の剩余生産性。②それ自身の需要を創造する、つまり、生活の第一必需品としての食糧の生産量に比例して、その需要者数（人口）を増大させる（彼の『人口論』における、いわゆる「食糧先行論」に基づく）必需品の特性。すなわち、食糧の自己需要創造性。③最肥沃地の比較的稀少。このうち、①と②が原生産物「高価格」の「主な原因」であり、ここにその本源がある以上、地代は「自然の人間への贈物」であり³⁾、独占と「全く無関係」である。以上が前半における彼の積極的主張の核心である。そうして特に①の意義が、次のように強調される。

「[独占と] 反対に、それは、神が人類に与え賜うた、土壤のほとんど測りしれない性質——土壤に働きかけるのに要する人手よりも、もっと多くの人々を養うことができるという性質——の明瞭な印ではないか。それは、土地からの剩余生産物の一部ではないか⁴⁾。しかもそれは、後に見るように、正当にもあらゆる力と享楽の源泉といわれているが、絶対に必要な土地からの剩余生産物の一部であって、それがなければ、実際、都市、陸海軍、芸術、学問、精巧な製造業、外国の便宜品・奢侈品も全く存在しないだろうし、個々人を高め・高貴にするだけでなく、大衆全体にその有益な影響を行きわたらせる開明的で洗練された社会も、全く存在しないだろう。」(7,pp.122-3.)

(b) 地代の発生と増進

続いて後半の地代発生・増大論に進む。

「早期の社会においては、または旧来の社会の知識と資本が新しい土地に用いられる時には、恐らくもっと著しく、この剩余生産物、つまり、この恵み深い神慮の贈物は、主に、異例の高利潤と異例の高賃金として示され、地代の形ではほとんど (but little) 現れない。肥沃地が豊富にあって、それを求める者は誰にでも手に入る間は、勿論、誰も地主に地代を支払わないだろう。しかし、この事態が続くことは、自然の法則と大地の [量的] 制限と品質 [の差等] とに矛盾する。土壤と位置の多様性は、すべての国に必ず存在する。すべての土地が最も肥沃であるはずがなく、すべての位置が航行可能な河川と市場に最も近いはずがない。さて、資本の蓄積が自然の最肥沃・最利便の土地に資本を用いる手段を超えると、必然的に利潤は低下するに違いない。一方、生存手段を超えて増加する人口の傾向から、ある期間が経つと、労働の賃金は低下するに違いない。

だから生産経費は減少するが、生産物の価値、すなわち、それが支配しうる労働量や穀物以外の他の生産物量は、減少せずに、むしろ、増加するだろう。生存資料を求めて、何らかの役に立つような労役を進んで提供する人々の数が増加するだろう。したがって、食糧の交換価値には、当該時の現実の利潤率に応じて、土地充用資本の全利潤を含めた生産費を超えて、超過分が存在するだろう。まさにこの超過分が、地代である。」(7,p.123.)

マルサスにおいても、社会の「早期」段階で地代が、事実上、ゼロである

ことが認められる。地代が発生するのは、最肥沃地が「稀少」になるため、それより劣る品質または位置の土地が耕作される段階においてである。穀物価格不变のもとに、資本蓄積の進展による利潤率低下と人口増加による賃金低落により「生産費」が減少して、劣等地耕作が資本にとってペイするようなるとともに、優等地でも同様に「生産費」が減少するから、ここに「価格超過分」として地代が生じる、というのである。

この価格「超過分」としての地代が、利潤・賃金とは異なる範疇の所得であって、後二者のいずれにも属しえず、かりに耕作者としての借地農がこれを地主に支払わずに自ら取得したとしても（長期借地契約の間に生じることがあるが）、少しも地代としての性質を変えるものではない。したがって地代は、「純粹に名目的な価値」（シスモンディ）でもなければ、「一団の人々から他の一団の人々に移転された価値」（ブキャナン）でもない。「地代は、土壤とその生産物の一定の性質から生じる、土地からの一般的剩余 (general surplus) と同じ共通の性質を帶び」、「一国の富と人口が自然に増進するなかで肥沃地が比較的稀少になる」ために「利潤から分離し始める」のである（7, pp. 124-5）。つまり③は、地代の源泉としての「一般的剩余」をもたらす原因ではなく、それが、当該時に所与の一般的利潤率に応じる利潤と地代とに「分離」される条件ないし契機とされるわけである⁵⁾。この利潤と地代との根源的同一性の主張は、マルクス風の利潤・地代とは範疇的に区別される剩余価値の実物形態の存在を示すというより、むしろ、資本の利潤取得を自明とすれば、土地所有の地代取得も同様に正当とすることを、示唆しようとするもの、と考えられる。

以上がマルサスの地代発生論である。これがリカードの地代論の想源をなすことは、ほとんど自明だが、しかし発生のメカニズムは全く異なる。マルサスの場合、土壤の剩余生産性と食糧の自己需要創造性を根拠に、その交換価値が上昇する（少なくとも維持される）一方、資本と人口の増進により「生産費」を構成する利潤と賃金の一方または双方が低落する結果、「生産費」を超える価格「超過分」としての地代が発生するからだ。

残る問題は、地代を支配し、その増減を規制する法則を考察することである。それは、地代発生論の延長にすぎない。

一国の最も望ましい土地に資本が蓄積され、労働が投下され終えると、肥沃度または位置について既耕地より劣る他の土地が、有利に用いられるようになる。利潤を含む耕作経費が下落するため、痩せた土地または市場から離れた土地でも、最初は地代を生まないが、これらの経費を十分に償うので、耕作者の要求に完全に応えるようになる⁶⁾。また再度、資本の利潤か労働賃金の一方・または双方が下落すると、もっと痩せているか、もっと有利でない位置の土地が耕作されるようになろう。こうして、生産物価格が下落しなければ、各段階で土地の地代は上昇する(7, p.125)。勿論、彼の場合、食糧の自己需要創造性に基づいて、生産物価格が下落するいわれはない。

このように地代は、「一般的剰余」の一分肢である限りでは、他の一分肢の利潤と性質を等しくし、特にその自然的性質(人為的独占に基づかないこと)が強調されて後、資本蓄積・人口増加の過程で穀物価格は下落せず、利潤・賃金下落の結果、「生産費」が下落して、劣等地耕作が資本にとってペイするものとなる(劣等地の地代・ゼロ)，と説かれる。優等地の「生産費」も等しく減少するから、ここに、価格「超過分」としての地代が、利潤から分離・成立する。勿論、それは、資本・人口の増進とそれに伴う劣等地耕作の進展につれて増大する。

このような関連から、「生産費」を減少させる主なものが、特に解明を要する。彼によると、①資本蓄積の進展による利潤下落、②人口増加に基づく賃金低落、③農耕の改善、または一定の収穫をあげるのに要する労働者数を減らす労働(恐らく、労働者間競争の激化による労働強度)の増大、④生産経費は低下させないが、これと生産物価格との差を増加させるような、需要増大による農産物価格上昇が、これである。以上は、いずれも生産物価格を「生産費」に比して相対的に高くし、したがってその差額としての地代を増進させる(7, pp.125-6, 128)。

以上の理論的部分に続いて、なお興味ある論題(価格下落の農・工部門に及ぼす影響の相違——生産費格差が必然的に存続する前者では価格下落は一部の劣等地耕作の放棄を招くだけだが、後者では生産に破滅的な影響を及ぼす恐れがある——、土地と機械との相違——前者では次第に性能が落ちるが、後者はむしろ向上する——、穀物価格の国際的相違、租税等[これらについ

ては、リカードウが問題にする、本章・2、3、参照]) が論じられるが、いまは立ち入らず、彼の地代論自体について、論評するにとどめよう。

地代が土地の剩余生産性と食糧の自己需要創造性という性質による自然(神)の「贈物」であれば、それは、食糧生産に利用される限り、すべての土地に常に生じるはずだ。だからこの限りでは、スミスの方がむしろ一貫している(註3), 参照)。

しかし後半では社会の最初期に地代は「ほとんど」なく、劣等地耕作進展後は、利用される土地中の最劣等地に地代は生じない、と説かれる。だから、前半の地代の存立、したがってその本質を説く論理は、彼のいう「一般的剩余」の存在を説くことはできるが、固有に地代を説くものとはいえない。それは、まだ一定の条件のもとでその一部が地代となるべき源泉を説明するにとどまる。社会の最初期には、高利潤・高賃金として現れるだけだから。それゆえにまた、それは、後半の「一般的剩余」から、利潤と分かれて現実に地代の形をとるという説明と、必ずしも整合しない。前者は土地の絶対的剩余生産性に、後者は土地の相対的剩余生産性に関わるからだ。したがって、地代の発生に関して、③の「最肥沃地の比較的稀少」は、たんなる地代「分離」の条件ではなく、まさに地代自体を発生させる「原因」として位置づけられるべきだ、ということになる。リカードウは、マルサスの地代理論を想源としながら、このような論理不整合を清算して、彼とは逆に、地代の発生・増進を土地なる自然の「吝嗇」に帰することになる。差額地代論がリカードウにおいて「確立」されるといわれる所以は、ここにある。

(2) 「論拠」

『論拠』は、1815年2月10日(または数日前)に出版された(IV, p.5 and n.2)。本パンフレットでマルサスは、『穀物法論』(14年春の初版以来、これまでに3版を重ねた)の「公平性」を捨て、標題から明らかなように、穀物輸入制限政策に組する見解を表明し、そのもろもろの「論拠」を示すことに努める。

(a) 見解変更の理由

その冒頭で彼は、見解を変更した三つの理由をあげる。①「現在の穀物価

格の影響に関して議会で述べられた証言」，②「為替相場の改善と金地金価格の低下」，および「主として」，③「穀物輸出に関して最近フランスで可決された現行法」が，これである。

勿論①は，証言者特有の利害に立っている。しかし，マルサスによると，それらを全体としてみると，最近20年間，特に7年間に土地投資が激増し，耕作と改善の大拡張が生じたことは，明らかだ。この「ハイ・ファーミング」(*high farming*)の状態は，累進的な穀物価格の上昇によって鼓舞され，人口増加にも拘らず，戦時下に穀物輸入依存度を低下させた。しかし，現在の価格低落といっそう下落するという予想は，大量の農業資本を破壊し，耕作と生産物を減少させるだろう。それは商業投機の失敗と同じことだ，という見解もあるが，「真の問題」は，外国穀物輸入認可に関する立法の精神の変化に帰せられる⁷⁾，国富の大きな損失に関わる。個人の損失は，影響される「国民的資本」の量と関係者数が増えるほど，「国民的」になる。商業界の損失は，「常に相対的に部分的」だが，現在の農業の損失は，全耕作者への厳しい打撃となる。しかも，農業資本と農産物の喪失ほど，国民の利害に深く・致命的に影響するものではなく，また回復が難しいものはない。立法府が外国穀物輸入制限制度を採れば，現在の害悪は，相当程度，是正されえよう(7,pp.152-4)。

②は英國通貨の価値回復を示すものだが，通貨価値が安定しない限り，外国穀物輸入を認める（最低）価格を永続的に設定することができない，という立法上の便宜的理由にすぎない(7,pp.154-5)。

③が主な理由をなすのは，これが穀物の自由貿易を実現不能な幻想にするからだ。『穀物法論』で彼は，自由貿易が，通常，穀物を「より安価・安定的」に供給すると説いたが(7,p.100)，最も近くて主な穀物輸入先と考えられるフランスが，クォーター当たり約49シリングに価格が上昇するまでは輸出自由だが，それに達すると輸出禁止を法定した。平年では小麦価格はこれよりかなり安いと思われるから，開港すれば，英國は，バルティック地域からより，むしろフランスから大量に輸入することになろう。同国が主な経常的供給源になると，ごく軽い不作の度ごとに輸入が断たれ，他国からの大量の輸入先を急に見つけることはできない。このような事情のもとでわが国の港を開く

ことは、穀物貿易制限よりも、かえって激しい価格変動を引き起こすだろう。自由貿易が国際分業のもとに各国が特化し、各国の資源の最適配分をもたらして、各国の富と繁栄をもたらすことは確かだが、それは一国の力だけで実現することはできない。だから彼が反対するのは、他国の行動等を顧みず、現代風にいえば「原理主義」的に、自由貿易を主張し、それを実行しようとすることだ、というのである（7,pp.155-9）。

(b) 問題の特定化とその結論

以上からマルサスは、次のように現在の問題を、一般的ではなく、現実に即した特定の問題として提起する。スミスの説いた自由貿易の「原理」は認めるが、それを適用しえない（または望ましくない）と主張するための、やむをえない選択として示そうとする彼の巧妙なレトリックがここに示される。

「したがって、目下のわれわれの問題は、明らかに、特殊な問題であって、一般的な問題ではない。それは、自由貿易の利点と制限制度の利点との間の優劣問題ではなくて、平年にわが国を外国の〔穀物〕供給にほとんど頼らないですませるようにするために、わが国自身が形成する特定の〔自律的な〕輸入制限制度と、フランスの現行法と他の大陸諸国の実状との下で、われわれが獲得できるだけの輸入に制限される特定の〔他律的な〕輸入制限制度との間の優劣問題である」（7,p.160）と。後者は、ヨーロッパの現状のもとで英國が穀物の自由輸入政策をとった場合に直面する、本来の自由貿易とは異なる歪な事態にほかならない。これに続いて直ちに、彼の結論が示される。

「第一に、人口増加に対して自給するという観点からわが国の資源を見、次に上述の両制度の利点を、それぞれの失点を看過することなく比較すると、秤がどちらに傾くかについての私の答えはすでに十分に決まっているので、私は、断然、平年には外国穀物の供給にほとんど頼らずにすませるようにもくろまれた輸入制限の制度の方が、ヨーロッパの現状で⁸⁾ 外国穀物輸入の自由を認める開港より、わが国および圧倒的多数の住民の富と繁栄に対してもうそ有効に貢献する、という見解を抱いている。」（7,p.160.）以降には、うえの結論を支持するもろもろの「論拠」が提示される。

第一の英國およびアイルランドの「資源」については、議会証言も近年の関係著作も、ともに穀物栽培地の拡大と土地への資本投下による確実な生産

増大とを保障している。この点で英國は、オランダのような、ほとんど選択の余地のない小国と事情が違う(7, pp.160-1)。換言すれば、自由輸入と異なり、自給のための輸入制限は、英國の力だけで実現可能な制度、というわけである。

(c) 穀物自給と（歪な）自由輸入との経済的優劣

第二の・国民大多数の「富と幸福」を安定的に保障する問題が各階級について比較・検討される。

最初に、「社会の全構築がよって立ち、数のうえで問題なく最大の比重を占める」労働者階級について。

開港が彼らの境遇を「永続的に」改善するとすれば、それだけで直ちに問題は決着するが、彼らの境遇にとっては、「労働の実質(real) 交換価値、すなわち、その生活必需品・便宜品および奢侈品の支配力」が問題である。最貧層を除き、労働需要が同じで生存手段購買力が同じ状態(つまり、同じ「穀物賃金」)のもとでは、「穀物の高い貨幣価格」は、便宜品・奢侈品(茶、砂糖、綿製品、麻織物、石鹼、蠟燭等々)を購買する際、労働者に「大きな利益」を与える。つまり、彼らの「実質賃金」が増大する⁹⁾。この利益を打ち消すのは、「開港の結果として労働需要が増大すること以外に何もないが、しかしそれは、所詮、疑わしい。というのは、開港による耕作の阻害は「突然で決定的」なため、多数の農業労働者が職を失うからだ。この困窮は、元来、資本が不足し、商工業資本が乏しいアイルランドで特に甚だしい。イングランドでも農業から他部門への資本・労働の移転は、「緩慢かつ困難」である。したがって、わが国の商工業が非常に著しく増大してはじめて、労働需要は旧に復することができるが、これに及ばない増大は、低い貨幣賃金の不利をほとんどカバーしえないだろう。貨幣賃金は、穀物の「通常(usual)価格」¹⁰⁾と労働需要とによって律されるが、開港はその通常価格を確実に低下させし、ヨーロッパの現状ではかえって「価格変動」を激しくするだろう。この点は、経験的にも明らかである(7, pp.162-4)。

「社会の次の最も重要な」資本家階級についていえば、その恐らく「半分」は、借地農か、彼らに直接結びついている。残り半分の彼らの資産中、貿易に従事している部分は、四分の一(全体の八分の一)を超えない。借地農に

については、何もいう必要はない。開港により厳しい被害を蒙ることは、明らかだ。大量の農業資本が失われた後に農業利潤が漸く回復するか、または商工業部門に移動するか、だから。直接に貿易に従事する者だけが開港の受益者である。わが国の外国貿易は著しく増大すると予期されているが、そうでなければ、何の償いもなしに農業の損失だけを蒙ることになり、かりに外国貿易の増大が農産物の喪失に匹敵するだけならば、「富」は少しも増加しないことになる。厳しい制約下に農業生産が回復するには、貿易がよほど強力に増加しなければならない。しかし、ヨーロッパの現状とわが国製造業に対する一般的な「嫉視」からすると、これは大いに疑わしい。もっとも、穀物価格・賃金の下落がわが国製造業に外国市場を保持させるとか、その絶対的減少を防ぐために必要だ、といわれることがある。しかし、平和回復の「ありそうな結果」として、国際分業上の利点がないわが国工業部門¹¹⁾は、開港による低賃金にも拘らず、大陸市場を失うと考えられる。一方、「わが国の技術と資本は勿論、植民地、海運、長期信用、石炭および鉱山が問題である他の部門では、高賃金にも拘らず、わが国の貿易を維持するにたる」と信じるあらゆる理由がある。このような事情のもとでは、できれば、国内市場を損なわずに維持し、土地の地代と借地農の利潤のうち・国産生産物に対する阻害によって必然的に損なわれるに違いない部分から生じる需要を失わないようになることが、とりわけ、得策と思われる。」¹²⁾確かに外国貿易に直接携わる資本家は利益を受けるが、彼らの数は資本家階級中のごく僅かにすぎず、その資産も七分の一ないし八分の一を超えないから、到底、大多数の利害と比べられえない(7,pp.165-6)。

加えて、資本家大多数にとって、価格下落による彼らの「名目資本」の減少は、きわめて広範で深刻だろう。価格下落に比例して不況に陥る。これに反して、ヒューム以来、価格上昇の「魔術的效果」は周知に属する。所詮、一国の輸出量はその国の「富」のきわめて不確かな指標にすぎず、「永続的に国内で消費される生産物量」が「最も確実な指標」である(7,p.166)。

第三の地主階級は、確かに、うえの両階級ほど「富の生産」に積極的に寄与しないが、その利害は、「その国の繁栄と密接・不可分に」結びついている。スミスが正しく述べているように、等量の資本は農業で最も付加価値生

産性が高い (*Cf. WN., p.363. 邦訳 (二), 162-3ページ, 参照*)。つまり、それは農業資本の利潤だけでなく土地の地代も再生産する。「この追加価値は、特定の個人または集団の利益にとどまらず、その国の製造品に対して最も確固たる国内需要、金融を支える最も有効な基金ならびに陸海軍のために自由に処分可能な最大の力も与える。」あらゆる場合に穀物輸入は、それが代替する国産穀物の利潤と地代に等しいほど穀物が安価にならなければ、国民的にみて、きっと、役立たないに違いない (7, pp.167-8)。

最後に、国債所有者や固定所得者は、明らかに、開港による穀物価格の低下によって利益を受ける。しかし彼らの数は少なく、彼らの利害は、地主、とりわけ労働者ほど国家の「福祉」に緊密に結びついていない。確かに彼らは紙券の過剰発行による通貨価値下落・物価上昇によって不当に利益を損なわれてきたが、しかしそれは、産業（勤労）と資本蓄積を大いに刺激した重要な一因だった。反対に穀物価格（物価）が下落すれば、「社会の勤労階級を犠牲にして」、彼らに不当な利益を与えるだろう。戦争中に累増した国債の利払いは、租税によって賄われるほかないが、穀物価格（物価）下落のもとでは「勤労階級」の負担を著しく加重する (7, pp.168-70)。

以上のように穀物貿易の自由・制限が諸階級・国民的福祉に及ぼす影響を考察した結果、輸入自由の制度を避けて、平年時の自給を可能にする輸入制限制度を採るのが「最も賢明な政策」と確信する。もっとも、その詳細な方式について述べる「自信」はないが、現状では、国内価格・クォーター当たり約80シリングを穀物輸入を自由にする最低価格に設定すれば、耕作が進むのを後戻りさせないだろう (7, pp.172-4)。「この価格は、高価格中、紙券の過剰発行による部分を除く、という考えに、かなりうまく合うように思われる。」(7, p.173, *fn.*)

彼の穀物貿易自由・制限の諸階級に及ぼす影響論は、勿論、彼の経済観と経済理論に基づいているが、最下層を除く労働者階級、貿易業者を除く大多数の農業・商工業資本家階級ならびに地主階級という社会の圧倒的多数の人々に、制限政策が有利に作用することを主張する。上記以外の例外は、少數の国債所有者（利子付き資本家）と固定所得者層だけにすぎない（彼自身がこの最後の階層に属することを註記して [7, p.168, *fn.*], 彼の所論がために

する議論ではないことを示唆する)。制限政策を政治的・社会的にアッピールする戦術としてみた場合、説得性を別として、まことに巧妙なレトリックの議論が提示されている。理論的に特に注目すべき点は、(重農主義と)スミスを継承する、農業における高付加価値生産性論および一種の貨幣的経済論だろう。後者は彼の「通貨減価論」すでに説かれた見解(第1章・6、参照)を物価下落局面に適用したものだが、彼の理論の際だった特徴を示すことに変わりはない。

1) この点は、『地代論』の「序言」(Advertisement)から明らかだ。

「以下の論作は、東インド大学での私の職業上の責務を果たす過程で、経済学に関する他のさまざま問題とともに収集した、地代に関する幾つかの覚書の内容を含んでいる。何時か将来、それらを出版に相応しい形にするのが、私のもくろみだった。しかし本研究の問題は、すぐに〔議会で〕議論される問題ときわめて密接に関連しているため、現時点でこれを急いで出版するようにした次第である。」(An Inquiry, p.1. Malthus, 7, p.115. 以下、参照の便を考慮して、後者の該当ページのみを関連個所末尾に付記する。)

2) これについては、*cf. WN.*, p.161(邦訳(一), 254ページ), Jean-Baptiste Say, *Traité d'économie politique*, 2nd éd., 1814, tome II, p.130 f., J.C.L.Simonde, *De la richesse commercial*, 1803, p.49 ff. and David Buchanan, *Observations on the Subjects treated of in Dr. Smith's WN*, 1814, p.33 ff. これらについて詳しくは、小稿「スミス地代論の波紋——19世紀初頭『独占価格』規定をめぐって——」(『広島大学 経済論叢』17巻3・4合併号, 1994年), 参照。

3) これが、スミスでは「事物自然の理」として述べられた次の叙述の「マルサス版」であることは、ほとんど自明だろう。

「人間は、他のすべての動物と同様に、生存手段に比例して自然に増殖するものであるから、食物は、多かれ少なかれ、常に求められている。食物は常に、多かれ少なかれ、ある量の労働を購買または支配することができるし、それを手に入れるためには喜んで何かをしようとする人がいつでも見いだされる。[賃金の高低により支配労働量は異なるが、食物は、それが扶養しうるだけの労働の量を購買することができる。]

ところが土地は、ほとんどどんな位置にあっても、食物を市場にもってくるのに必要なすべての労働を、最も気前よく扶養するのに足りるよりも多量の食物を生産する。その剩余もまた、労働を雇用した資本を、利潤を伴って回収するよりも、常に多い。したがって、つねにいくらかかが地代として残される。」(WN., pp.162-3.邦訳(一), 256ページ) スミスの場合、食物生産に用いられる土地には、「つねに」地代があるこ

とに注意。)

- 4) 「ここに論及されたもっと一般的な剩余 (the more general surplus) は、地主の地代は勿論、借地農の利潤も含み、したがって、土地に直接用いられていない人々を養う全元本を含む。実際、利潤は（重農主義者達が考えているように）資本所有者の欲望と必要に決して比例しない一剩余である。しかし利潤は、社会進歩の過程で地代と異なる経路を取るので、一般に、両者を完全に切り離す必要がある。」(7,p.123,fn.)
- 5) 肥沃地の「比較的稀少」を地代分離の条件とする明確な規定は、彼の『経済学原理』で与えられるが (Cf. Malthus, *Principles*, 1820, pp.149-50), そのインプリケーションは、ここですでに明らかだろう。この点がリカードウと根本的に異なることに注意(本章・3, 参照)。
- 6) 社会の「早期」段階では不徹底だったが、最劣等地では地代が存在しないこと（資本主義的供給の必要・十分条件が一般的利潤率の取得にあること）を、マルサスも明確に捉えている。彼は、穀物栽培地には地代があるというスミス (Cf. WN., p.162 ff. 邦訳 (一), 256ページ, 参照) を批判して、次のように註記する。
 「しかしながら私は、食糧を生産するすべての土地が必ず地代をもたらすに違ひない、と考えるスミスに同意できない。改善しつつある国で次々に耕作されるようになる土地は、利潤と労働を支払うだけよい。勿論、労働の支払を含めて、充用資本に対する公正な利潤は、常に、耕作する十分な誘因になるだろう。」(Malthus,7,p.116, fn.)
- 7) 『人口論』第二版[1803]—第四版[1807] (*An Essay on the Principle of Population*, P. James (ed.), 2 vols. 1989, Vol. I, p.410 ff.)においてマルサスは、スミスの穀物輸出奨励金批判 (Cf. WN, Book IV, Chap. V) を反批判する。彼によると、1688年および1700年に制定された穀物法による輸出入規制は、農業奨励と低穀物価格の維持という所期の効果を上げたと思われる。1700年および1706年の同法完成以来、18世紀前半は穀物輸出も大きく、概して穀物価格も低く安定的に推移したが、[1756—73年の間は不作年が多く,] 57年以降、同法は [時限立法によって度々] 停止され、73年に同法は根本的に変更された〔小麦価格クォーター当たり48シリング以上なら輸入関税僅か6ペニスで輸入可、同価格44シリングに達すると輸出禁止、それ未満なら輸出奨励金5シリング。その不完全性を指摘しながらも、スミスは、「それ自体では最良のものではないにしても、時代の利害関心、偏見、風潮が許容する限りでは、最良のもの」と評価 (WN, pp.541-3.邦訳 (三), 79-83ページ)〕。その後、輸出は規則的に減少し、輸入は増加してきた。1804年法は、輸入穀物関税にはじめてスライディング・スケール制を導入し、輸入関税適用の最低価格を66シリング、輸出奨励金交付の最高価格を48シリング未満に引上げたが、戦争・国内需要増加・通貨減価等の事情により、穀物価格がこれを超え、事実上、名目的関税を支払うだけの穀物輸入自由の状態となり、国内農業奨励、それによる国内市場独占という「法の精神」が失われてきたことを、

マルサスは「法の精神の変化」として仄めかしているのではないかと思われる。しかし、1814年後半以降の穀物価格下落による農業部門の被害は、それまで享受してきた異例の事態による穀物高価格の反転によるものだから、必ずしも「法の精神の変化」には帰せられないのではないか。もっとも、彼の真意がよく分からないので、判断を保留せざるをえないが（〔 〕内は、D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws from 1660-1846*, 1930, Chaps. I-VII により補足）。

- 8) フランス以外のバルティック地域からの輸入について、マルサスは、次のように註記している。

「証言から明らかにるように、バルティック地域からの穀物は、しばしば重税が課され、……しかもこの課税は、一般にわれわれの困窮に比例して引上げられる。わが国が不作の時には、われわれは、法外な価格を支払わずに、相当量の穀物をバルティック地域から入手することはできなかった。」(7,p.169,fn.)

- 9) 穀物価格上昇により、穀物賃金所与のもとに「実質賃金」が増大するという把握は、リカードウの一定の穀物賃金=一定の実質賃金という、『利潤論』における事実上の想定を批判して、彼が対置する「農業剩余」増大論の基礎をなし、リカードウを、一時、苦渋に陥れる（本章・4、参照）。
- 10) 「通常価格」と「平均価格」は異なる。彼の例示からすると、前者はある期間の最頻の価格を意味する（7,p.163.）。
- 11) マルサスは特に示さないが、例えば、中下級の綿織物業等は、戦争中、事実上、保護下にあってドイツで勃興したことなどを想起されたい。
- 12) このようにマルサスは、穀物の自由輸入による地代の喪失を所得の喪失と主張するが、リカードウの反論を招く（後述、2、参照）。

2 『地代論』・『論拠』をめぐる両者の応酬

(1) マルサス『地代論』に対するリカードウの賛辞と批判

リカードウは、2月3日ごろ公刊されたマルサスの『地代論』を6日に読了した直後、マルサスに感想と批判を述べた書簡を送る。

「私は貴方の地代の発生（rise）と増進に関する論説を、将来、われわれの議論の主題を与えるすべての叙述を選び出すつもりで、大いに注意を払って、ただ今、読了しました。そのなかのすべての指導的原理に完全に賛同し、地代に関してだけでなく、課税等々のような他の多くの難しい点についても、重要な多くの独創的見解が含まれていると存じます、と申上げても、全く賛

辞を呈するものではありません。

しかしながら、地代と資本の利潤および地代と労働の賃金との関係を、別々に考察されなかったことが、残念でなりません。後二者を一緒にして、それが地代に及ぼす影響を取り扱われることによって、分離して取り扱った場合ほど問題を明瞭にされなかつた、と存じます。

ご論説のうち、私の賛成しかねる部分が幾つかあります。これらの中の一つは、農作業上であれ、農工用具であれ、改善が地代に及ぼす作用についてです。それらの改善の即時的な作用は、地主にではなく、借地農だけに有利なように思われます。すべての取得生産物の増加または同量の生産物取得上の節約は、全部が借地農の利益になり、地主は、その時よりずっと後の、それにより蓄積が助長されて劣等地耕作が推進される時に、はじめて利得する、と存じます。――

私は、また、地代はいかなる場合にも富の創造ではなく、常にすでに創造されている富の一部であって、必然的に資本の利潤を犠牲にして享受される、と存じます。もっとも、そのために社会の利益にとって有利さが減るわけではありませんが。この観点から地代を考えますと、『国内で栽培できるよりも安い価格で穀物を輸入する場合、その価格差の全部が節約されるのか、それとも、地代が失われることから、その利益の一部が控除されるべきか』¹³⁾、と最初に問題を提起された時、私は譲歩しがちでしたが、それを撤回せねばならない、ということになります。いまでは私は、価格差の全部が全く控除されずに利得になる、と紛れもなく考えますから。」(VI, pp.172-3)

冒頭の賛辞は、恐らく、心底からのものだろう。そうだとすると、『地代論』後半の地代の発生・増進論は、リカードウが一気に彼の差額地代論を持論の利潤理論と統合して提示する、いわば結晶核の役割を果たした、と考えられる。

最初の異論は、彼が『利潤論』の核心的な考え方をすでにもっていることを推定させる。というのは、劣等地耕作が進まない間は、改善が一般化すると、農業利潤率（ひいては一般的利潤率）が上昇するという主張を背景にしている、と考えられるから。つまり、収穫を増やす改善の普及は、彼の利潤率定式の分子を増加させ、機械の採用による労働節約の普及は、その分母を減少

させるから、従来の彼の主張からも、ともに成立することは確かだ。だからこの異論の背後には、劣等地耕作の進展、最劣等地耕作資本の利潤率の低下、これによる農業利潤率の規定、これを超える優等地の利潤部分の地代への転化、という一連のプロセスがあり、これに反対に作用する要因（改善）がこの過程を始動させない帰結と考えられる。

第二の異論も、うえの推定を支持することは明らかだろう。最劣等地以外の旧利潤の一部が転化して、地代は発生・増大する、と考えられているからこそ、それは富の「創造」ではなく、すでに創造されている富の移転にすぎず、したがって逆に、穀物輸入による地代の喪失部分は¹⁴⁾、利潤を増大させることによって十分に償われ、かつての「譲歩」を撤回する、という結論に達するからである。

はたしてリカードは、こう続ける。

「暇があれば、この問題に関する考えを原稿に認めることに努力し、輸入については租税と地代との影響が大いに異なることを示すように努めるつもりです。穀物価格が課税だけのために引上げられている場合は、それを栽培する方が経済的でしょう。それを輸入することによって、租税の一部が〔輸——編者〕入国にとって完全に失われましょうから。地代に〔関し——同前〕では、このような考慮がわれわれに影響することは、全くないでしょう。」(VI, p.173.)

前に言及した「利潤に関する草稿」の新しいヴァージョンとして、『利潤論』の執筆にすでに着手しているかもしれない。少なくとも、その強い意図をもっていることは明らかだ。

第三の最後の異論も租税に関わる。これは、彼の差額地代論の成立がマルサスに啓発されたことを、有力に示唆するだろう。

「ご承知のように、私は、課〔税——同前〕が生産物栽培に及ぼす作用に関して意見が違います。最後に耕作される土地は資本の利潤しか産まず、——地代は産まないことを、紛れもなくお認めになりながら、しかも必需品、つまり原生産物への租税が、消費者ではなく地主の負担になると主張されるのは、全く矛盾しているように思われます。」¹⁵⁾ (VI, p.173.)

その含意はほとんど自明だろう。最劣等地の生産物も同等に課税される以

上、この課税は、限界地には存在しない地代に転嫁される術がない。したがって、直接には借地農の負担となり、彼の利潤を蚕食する。そうなれば彼は、一般的利潤を享受しえない。それを回復するため、穀物価格が租税負担分だけ引上げられるから、結局は消費者に転嫁される、という推論がその背後にある、と考えられる。実質（穀物表示）・名目を問わず、最劣等地における一般的利潤を含む生産費が穀物価値（交換価値）を規定する、という考えが、ここにすでに伏在することは明らかだろう。もっともこれが確定するのは、『利潤論』後のマルサスとの「農業剩余」論争の帰結としてであるが（後述、本章、3、4、参照）。

(2) マルサスの応答

これに対してマルサスは、2月12日付の返簡で、次のように答える。まず彼は、『地代論』をリカードウが入念に検討してくれたことに感謝し、意見の相違点を議論するため、来週の金または土曜日（2月17か18日）にカレッジへ来訪するよう誘っている。そして、リカードウが提案したように、地代・利潤と地代・賃金間の関連を別々に取り扱ったら、二人の見解が異なる「利潤の問題」に手間取りすぎたろう、と簡単に答えるだけである（VI,p.174）。

これによって彼は、リカードウの批判を、たんなる叙述の便宜上の問題と受けとめ、地代の本質把握に関わる方法上の重要な問題として理解していない、と推定されよう。

続いてすぐ、「農作業や農工用具の改善が地代に影響しない、とお考えなのに、むしろ、驚いています。改善が少数〔の資本または農場〕に限られ、現行借地契約の期間中は、改善の利益は、勿論、借地農のものになるに違いありません。しかしその後は、改善がほとんど地代にだけ影響するように思われます」（VI,p.174），と反論する。

「その後は」が、改善が普及した状態で新借地契約が結ばれる時以後を意味し、劣等地耕作の進展を条件としないことは、文脈上、明らかだろう。その時、それがほとんど地代にだけ影響する、と考えられるのは、彼の一般的利潤率の規定に基づいている。つまり、農業部門の利潤率が一般的利潤率を規

制するのではなく、農業部門の利潤率が当該時の一般的利潤率に従うから、それを超える部分は地代に属する、というのである。したがって、この見解の対立の基礎は、両者の一般的利潤率規定の相違にある。

次に彼は、地代が「すでに創造されている富の一部」であることを認める。すなわち、現物地代としてはリカードウの批判を認める。しかし、「そのために創造でなくなるわけではない」と主張する。そうして彼は、借地農が改善により20年間の借地期限の間に高い利潤をあげるとすると、土地の資産価値が二倍に上昇するという仮設例をもちだす（スコットランドの実例を踏まえて）。このような「価値の創造」は、商工業資本には生じない。確かに契約期間中は、この地価の増加を利潤の形態で借地農が享受するが、これは「資産」(property)に他ならず、「競争が自由な諸事業の利潤と性質も性格も全く異なる」(VI,pp.174-5), と。つまり、土地という「用具」の、いわば「擬制資本」としての価格増大は、それに照応する土地価値の付加・「創造」にほかならず、したがって、土地という「資産」価値の増加に対応する利得増大分は、本来、資本の運用から得られる利潤と性質を異にし、「資産」所有者たる地主に地代として帰属するのが当然ではないか、と考えられている。

最後に、原生産物課税が地主の負担になるという点に関しては、基本的にリカードウの批判をある程度認める口吻を漏らし、ロンドンを立つ前に訂正するつもりだったが、忘れていた。「私は、こういうつもりでした。すでに消費者に転嫁されていなかった場合は、その時は、地主に転嫁されるだろう、と。」しかし彼は、後の場合がしばしばある、と主張するから、理論的な主張として、リカードウの批判を正確に捉えているとはいえない(VI,p.176)。

(3) リカードウの応答と『論拠』批判

リカードウは、折り返し、翌13日に応答する。

最初に土曜日「[18日] の夕方、何時もの時間に」伺う、とマルサスの招待に応じ、その折、「貴方がロンドンを発たれてから、せっせと執筆し続けた草稿を持参する」と伝え、そのなかに「手紙の範囲」より「もっと十分に私の異論」が述べられているとも予告する(VI,p.178)。

前便からマルサスは、1月末頃、公刊を急ぐ『地代論』校正のためにロン

トンに来て、リカードウにも会った、と思われる。リカードウが当日持参する、と予告した「草稿」が『利潤論』の原稿であることは確かだ。その後半部分も含んでいた可能性もある。「私の異論」は『利潤論』全体にわたって存在するが、特に後半は、集中的にマルサスへの反論に当てられているから¹⁶⁾。

論題の最初は、マルサスが前便で言及したスコットランドの事例。これについてリカードウは、借地契約後半期に借地農が上げた異例の高利潤は、農業改善のためというより、むしろその間に進んだ劣等地耕作によって生じた地代を、「契約期間中」借地農が享受したせいであって、その期限が切れていたら、ずっと前に地代が増大していたろう、と推測する (VI,p.177)。

次に独占と地代との無関連を説くマルサスに賛成するが、それは、地代の「自然的」性質のためではなく、最劣等地では「普通の利潤」しか得られず、地代は生じないというマルサスの見解に基づいてである。これによって示唆されるように、リカードウは、マルサス地代論の論述の取捨・選択を行い、その「合理的」部分を彼の理論のなかで再構成した、と考えられる。

第三は、まず、『論拠』の読後感として、彼が『穀物法論』の「不偏不党性」を放棄して「輸入制限」に組しているが、これに不平はいわない。自由輸入のもとに曝される「危険」を「相応の価値」で計算することは難しいから。「しかし経済的観点から、割高に栽培するよりも、むしろ安価に輸入する方が利益になることを、あちこちでお認めですが、——農業資本の損失や他の原因から蒙る多くの不都合を指摘され、そのため、経済的にさえ、穀物を輸入すべき [でない——編者・註, VI,p.178,n.1], と考えておられるかのように思われます。」(IV,pp.177-8.)この点には同意できない。苦情をいいたい、というのだろう。第四に、「生産を増加させる点で、農業には商業に勝る利益があるということを、スミスから引用して是認されますから、このようなことになるのですが、この是認は貴方のすべての一般的な理論に矛盾する、と考えざるをえません。」¹⁷⁾ (VI,p.178.) これらの点も、彼の利潤・地代論がすでに固まっていることを示す。

最後に、国債所有者・固定的貨幣所得者が自由な穀物輸入によって得をする、というマルサスの議論には同意するが、それによって彼ら以外の人々の租税負担が加重されることが「一般的善」(general good) を妨げることには

ならない」と反論する。国債所有者達は、これまで、さまざまの時期に大きな被害を蒙ってきたが、現在のように、減債基金が他の用途に当てられるとすると¹⁸⁾、「もう一つの著しい不正義が、その長いリストにつけ加わえられましょう」(VI,p.178)。

リカードウは通貨の過剰・減価に反対して、通貨価値の回復を「正義」と主張したが、ここでは彼は、穀物輸入自由が利潤率を引上げ、資本蓄積を促進して経済成長を推進し、地主階級を除くすべての階級の利益を増進するという「一般的善」の観点から、マルサスの農業保護・食糧自給論を斥けるのである。彼はまだ証券業者としての業務から引退したわけではないが、ガトコムの購入に見られるように、不動産投資を増やしつつあり、地主になりつつあるから、マルサスと同様に彼の個人的利害からの主張ではない。

2月18日には、恐らくおおよそ成稿に近づいた原稿を持参してマルサスと討論し、それを踏まえて多少の推敲を加えたかもしれないが、それを出版業者・マレーに渡したと思われる。『利潤論』はそれ以前に出版予告の広告が出ていたが、2月24日、またはそれより数日前に出版されたから(IV,p.5,incl.n.2)。

- 13) これまでの両者の往復書簡中に、この論点は見当たらないが、『論拠』中にその証拠があるから、すでに触れた(本章、1、註9)に関わる本文、参照)リカードウのこの言及により、この問題が両者の係争点として主にマルサスから提起されたことが分かる。ただし、この場合、価格タームで考えると、結局は穀物価格が下落するはずだから、一時的にはともかく、これだけでは、まだ(一般的)利潤率が上昇する、と論定する論拠としては未熟である。
- 14) 農業利潤だけであれば、耕作が放棄される最劣等地以外の農業利潤の増大だけでは、必ずしも地代喪失分を相殺するとは限らないので、それによる一般的利潤の増大によって、償われ(て余りあ)る、と考えられているように思われる。
- 15) 『地代論』中の関連叙述の骨子は、次の通り。改善投資は事前に穀物価格の上昇を要する、という主張を前提にして、課税により穀物生産の「困難」が加重されれば、改善投資の立案前に、十分な価格上昇により、投資が借地農に引合うようになっていかなければならない。「新借地契約が結ばれる時、これらの租税は、概して地主に転嫁される。借地農は、あらゆる経費が支払われて後、……農業資本の平均利潤が残るように契約を行う、またはそうすべきである。したがって借地農は、契約の更新に際して、

地代の支払を減じることによって、いかなる特有の圧迫も免れて、……」(7, pp.140-1)。

マルサスも借地農に一般的利潤を保障することが耕作の継続・改善の要件、と説くが、彼は、最劣等地耕作資本家が租税を転嫁すべき地代を産みださないことを看過している。差額地代論が彼により半ば形成されたことは事実だが(アンダーソン[James Anderson, 1739-1808] の先蹟を問わなければ)，理論的にまだ確立されているとはい難いことが、彼の地代本質観を別としても、ここからも明らかだろう。

- 16) スラッファは、「注目すべきことは、『利潤論』前半に異例に多数の脚注があり、マルサスへの言及の大多数がそこに含まれている点だ。これは、『利潤論』がマルサスの二つのパンフレット出版前に用意された本文の改訂版だということを示唆する。他方、その後半は、両パンフレットに対して直接に答えている」(IV,p.4, n.3)，と示唆している。
- 17) リカードウのこの批判は、地代が「富の創造」ではないことに基づく。付加価値生産性の観点からではないことに注意。つまり、実物的差額地代論はほぼ成立しているといえるが、価値・価格タームでは未熟であることを示す。その点は、後述(本章・次節以下、特に4・5節)，参照。
- 18) つまり、「減債基金」を既存国債の利払・償還にではなく、逆にそれを利払の原資として新たに国債を発行する現行財政の「基金」利用を指す。

3 『利潤論』

(1) 『利潤論』の基本的性格

『利潤論』も、穀物法改正問題に関して、農業保護政策に反対し、穀物の自由貿易政策を国民経済的利益と主張する時事的パンフレットだが、マルサスが彼の『地代論』を理論的基礎にし、状況の変化(フランスの穀物輸出制限法)を理由に、国内農業保護・食糧自給論を提示するのに対して、リカードウは、彼の政策選択を、自身の利潤率規定論に基づいて主張する。『利潤論』は、その標題にも拘らず、しばしば、そのなかに展開された(差額)地代論が重視されがちだが、このような把握は、二重に誤っている。というのは、第1に、その理論的主題は、標題通り、農業利潤率(彼の場合、したがって一般的利潤率)規定論とそれに基づく一般的利潤率の傾向的低落論の提示にあり、そのメダルの裏、というよりむしろ、その系ないし結果として、地代の発生・増大が説かれるからだ。したがって第2に、これに基づく自由輸入政策の勧告・保護政策の批判は、それぞれの利潤率に及ぼす影響を基準に行

わるのであって、その低落（したがって、地代の増進）を人為的に促進して経済的発展を阻害するから後者が斥けられるのであって、地代が増大するからではない。地代論を主題とするかのように受けとめれば、彼は「事物自然の経路」としての地代の発生・増大（彼自身の示した系論）に反対する自己撞着に陥っていることにもなりかねない。彼の批判は、「事物自然の経路」を歪めて、人為的に階級的な特殊利害を追求し、社会の「一般的利害」を損なう地主階級の利己的志向と言動に対する限りにおいてであって、地主階級自体に対するものではない。『利潤論』のこのような基本性格は、以下の行論において、おのずから明らかになるだろう。

(2) 『利潤論』の構成

(a) 執筆の意図

「序論」においてリカードウは、次のように述べている。利潤と地代の間には「相互にきわめて密接な関連」があり、利潤の問題を取り扱う際、地代の「騰落を規制する原理」を考察する必要がある（前節のマルサス『地代論』の叙述法批判を想起せよ。その意味では、『利潤論』の叙述の仕方自体がその批判をなし、あるべき姿を対置していることになる）。地代の「原理」は、マルサスが「十分にまた見事に」提示したものとごく僅かしか異ならず、大いにその恩恵を蒙っている。彼のこの貢献は大きいが、彼が食糧供給の大部分を外国に依存する「危険」を「恐るべきもの」と考えて、輸入制限を主張すること（リカードウは、マルサスが見解を変更した最大の要因はここにある、と考えていることが分かる）には組せず、「安価な穀物の利益」をもっと高く評価して、彼と「異なる結論」に達し、『根拠』の自由輸入反対・輸入制限支持の論拠を批判することに努めた、と（IV, p.10）。

早晚、リカードウは彼の利潤理論を公刊する意図をもっていたと思われるが、マルサスの『地代論』（の後半）をその理論に組込むことによって、両者の「密接な関連」を明示し、あわせて『穀物法論』の立場からにわかに輸入制限・農業保護論を探る『論拠』のマルサスに対抗して、自由輸入の利益を明らかにするため、数週間で書きあげて、急遽、公刊することになった、と思われる。

(b) 『利潤論』の構成

大ざみにいえば『利潤論』は、二つの部分からなる。前半の理論的部分と後半の政策論的な、つまり、主として保護政策論の論拠を、逐一、批判し、あわせて積極的に輸入自由政策による利益を対置する部分である。前半の理論的部分は、さらに二つに細分される。詳しくは後述に委ねられるが、穀物タームによる農業利潤率（とそれによる一般的利潤率）の規定およびこれに基づく利潤率の低下傾向（その系としての地代の発生・増進）論と交換価値・価格タームによる「一般的」（「」つきの）利潤率規定とそれにに基づく低下傾向論である。この二つの「理論」の関連・異同が『利潤論』の提起する中心的な理論的问题である。

(3) 穀物タームによる利潤理論

(a) 起点としての無地代モデルの弁証

まず、すでに関説した、マルサスの地代の定義が、正しいものとして引用され、ここから、穀物の総「生産費」（一般的利潤を含む）＝生産物総価値ならば地代は存在せず、全耕作経費＝生産物価値ならば、利潤も地代もない、という含蓄が引出される。勿論、後者の状態は現在の問題の利潤に関わらないから、以降、前者が起点に据えられる。これは、地代を捨象し、利潤をそれ自体として把握する方法が、地代の定義そのものによって論理的に正当であることを示すためである。この論理的手続きのうえに、それに相当する社会的な事態が想定される。つまり、「肥沃地に富み、それを得たいと望む者は誰にでも手に入る一国の入植当初」の状態である。このもとでは、全耕作経費控除後の全生産物が「資本の利潤」となり、全く地代は存在しない（IV, p.10）。恐らく、人々の需要を超えて肥沃地が豊かにあるため、事実上、生産要素としての土地は自由財だから、とインプリシットに考えられているのであろう。

(b) 穀物タームの意味

続く一文はそれを例証するものだが、そこには、たんなる例証を超える重要な理論的意味が含まれている。

「例えば、ある人がこのような土地に用いる資本が二百クォーターの小麦に

値し、その半分が建物・用具等のような固定資本、他の半分が流動資本からなり、——固定・流動資本を置換した後に残る生産物が百クォーターの小麦、つまり、百クォーターの小麦の価値に等しければ、資本所有者の純利潤は五十パーセント、つまり二百の資本に対する百の利潤になるだろう。」(IV,p.10.)

リカードの利潤率定式に対するマルサスの批判（いかなる生産においても、「物質的比率」論は成立しない）に対応して、ここでリカードは、その定式を、はじめて価値比率（小麦を価値尺度ないしヌメレールとする）として明示する。これに媒介されて、全投入が、それぞれ、照應する・ある小麦量で表される。したがって、この小麦の量的比率として表された投入・純産出比は、もはや「物質的比率」ではなく、小麦生産に関連する投入・産出すべてを小麦に換算した価値比にほかならない。この換算が関連するすべての財を価値物として同質化することによってはじめて可能だとすれば、それ自身が重要なインプリケーションをもっている。しかし、彼がその蓄積をイクスピリットに捉える（マルサスによって悟らされる）のは、次節の「農業剩余」論争を通じてのことである。

同等の肥沃度と位置の利便を有する土地が豊かに残っている時期の間、入植者が次々に増加しても、全剩余=利潤の状態は変わらず、農業利潤率も変わらない。彼の地代論の論理に即していえば、最優等地=（利用される限りでの）最劣等地だから、収益に差等はなく、したがって地代は存在しない。この時期には、おそらく、人口増加率が資本増加率を上回って賃金が低下することがあろうから、むしろ、利潤率がさらに上昇することさえありえようし、「同じ生産費用で生産物を増やす」農耕の「改善」によっても、利潤は増大するだろう（ただし、後の推論は無条件には成立しない。彼は小麦価値を不变と思い込んでいるが、「改善」によって穀物価値が低下すれば、穀物以外の投入の価値を不变とすると、それらを穀物で表した量が増加するから、「同じ生産費用」とはいえないから）。逆の場合は逆であるが、「このような事情は、多少とも、何時も作用し、利潤の騰落により——土地に同じ資本を充用して食糧の供給を増減させることによって——、富の増進を加速したり遅滞させたりする。」(IV,p.11.)いずれにせよ、その結果はすべて利潤の増減に帰

着する。だから、ここに、これらの事情が地代を増減させる、というマルサス『地代論』の論述を批判する脚註が付されるのである (Cf.IV, pp.11-2)。

(c) 資本蓄積・人口増加が利潤率に及ぼす「特有の影響」

しかしいまは、「農業上の改善は生ぜず」、また「資本と人口は適正な比率で増進する」と仮定される。前の仮定でリカードウが考えているのは、肥沃度等を所与とすると、一定の資本の収穫量が一定ということだけだが、そのもとで穀物価値も変わらない、ということも含まれている。後の仮定は、労働（力）需給の動的均衡が保たれることを意味するから、同じ水準の「穀物賃金」が維持されることを意味する。したがって、それは、労働需給の不均衡から生じる賃金変動の利潤率への影響を排除するために、設けられたものである。この両仮定のもとに、彼は、「資本の増大、人口の増加および肥沃度の劣る土地への耕作拡張」から生じる「特有の影響」を、純粹に（攪乱的要因を排除して）導出しようとするのである。

「仮定により、農業資本の利潤が五十パーセントである。この時期の社会状態では、このような社会の段階に通例の粗製造業、商業に用いられようと、原生産物と交換に需要される諸商品を取得する手段としての外国貿易に用いられようと、農業以外の全資本の利潤も、五十パーセントだろう。」「商工業（trade）資本の利潤がそれを超えていれば、土地から資本が引上げられて商工業に用いられるし、反対の場合は反対になろう¹⁹⁾ (IV, p.12)。

このようにリカードウは、諸資本の部門間競争・移動による利潤率均等化を説くが、明らかにそれは、農業利潤による一般的利潤率規制論とは異なる。それは、全部門の利潤率均等を説明するだけであって、その結果として成立する均等利潤率の水準を農業利潤率が規制する、という論拠にはなりえない。商工業利潤率が農業利潤率を超えるれば、農業部門から資本が流出して商工業部門に流入する、と述べられているから。その結果、一般に、農業部門の利潤率は引上げられ、商工業部門の利潤率は引下げられるだろうが、そこに成立する均等利潤率は、マルサスが強調したように、農業部門によって規制される、とはいえない。しかし、すぐに明らかになるように、リカードウは、かねてからの農業利潤率による一般的利潤率規制論を、あたかも自明のように主張してきたが、それを支えるヴィジョンが『利潤論』中の「貿易・利潤

率論争」を考察する個所に見出される。新市場の発見・貿易の拡大が一般的利潤率を高める、というマルサスの年来の主張を批判して、ここでは、所与の資本と人口のもとでは、所与の食糧需要を充たすために、現に投下されている農業資本を引上げることはできず、農業利潤率は上昇しえない。したがって、この主張は、経済学の「原理」に反して異なる利潤率の並存を説くか、または、一時的にはともかく、結局は、商工業利潤率が農業利潤率の水準に一致するかしか途はなく、リカードウは後者を探る、と(IV, pp.23-4)。しかしこれは、穀物・賃金とその他の諸商品の相対価値が不変である限りでのみ成立するだろうが、他方、一般に貿易は、機械の発明と同様に、諸商品を豊富・安価にする、というリカードウの見解(後述)と抵触するだろう。というのは、奢侈財を除く賃金財は勿論だが、その他の農業投入の一部が安価になってしまっても、それを表す投入としての穀物量(分母)が減少するから、収穫不変のもとに価値生産性、つまり利潤率は、増大する可能性があるからだ。およそこのような意味で、リカードウの利潤理論は、なお、不備を残している、といえよう。これは、当面の関連としては、次節の「農業剩余」論争がリカードウの理論的発展に占める重要性を示唆するものである。

「最初の入植者たちのすぐ近くの肥沃地がすべて耕作された後に、資本と人口が増加したとすると、もっと多くの食糧が必要になり、それは、それほど有利な位置にない土地から得られるだけだろう。」この土地の肥沃度は既耕地と同じだが、位置の利便が劣るため、栽培地から消費地に輸送する経費がかさみ、新しい土地に用いられる資本が増加する。この追加が10クオーターの小麦に値するとすれば、投下資本110、純収穫90になり、この資本の利潤率は43パーセントに下落する。既耕地の事情に変りはなく、利潤率も50パーセントだが、「資本の一般的利潤は、農業で用いられる、有利さ最小の資本が上げる利潤によって規制されるから、既耕地の利潤・100クオーターは、投下資本・200クオーターの43パーセントの利潤、つまり86クオーターと、7パーセント、つまり14クオーターの地代とに「分割」される。この「分割」が必ず生じることは、明白だ。210クオーターの小麦に値する資本が「遠い土地」に投下されるのは、最初の入植者と「まさに同じ利潤[率]」が得られる限りにおいてだから。「この段階では、商工業に用いられる全資本の利潤も四十三パーセン

トに下落するだろう。」(IV, pp.13-4.) このように「資本の利潤が下落するのは、等しく肥沃な土地が入手されえず、社会の全進歩を通じて利潤が食糧取得の難易によって規制されるからだ。これは大いに重要な原理であって、経済学者の著作において、これまで、ほとんど看過されてきた。資本の利潤が、食糧の供給と無関係に、商業的な原因によって引上げられうる、と彼らは考えているように思われる。」(IV, p.13, fn.)

以上がリカードウの利潤率規定とそれに基づく利潤率低下論である。明らかに彼は、マルサス『地代論』の後半を理論的に仕上げ、彼の利潤率低下論の一環（系）として組み込むことによって、彼の『利潤論』・「理論の部」の前半を仕上げた、と考えられよう²⁰⁾。以下はこの論理的延長にすぎず、資本・人口の増大に伴う劣等地耕作の必要から、一般的利潤率が下落して地代が増大することを説く（耕作の外延的拡大だけではなく、同じ土地への追加的投資による内包的進展〔収穫遞減〕も含めて）。これを、これまでの仮定のもとに一表にまとめたものが、「想定された資本蓄積のもとでの地代および利潤の増進を示す表」である。

これは、勿論、「原理を例証する」ためのものだが、それによると、資本蓄積進展のもとに、利潤率は低下し続けるが、利潤量はある段階まで増加する。しかし、それを過ぎると、絶対量も減少しはじめる。これに反して地代は、その比率も量も一貫して増大する (IV, pp.14-8, incl. fn. in p.15. なお同所に、リカードウが『地代論』について、前節で言及した書簡に記された賞賛と、ほとんど同文の脚註も付されている)。

(d) 地代の本質

以上からマルサスと対照的な彼の地代本質観が導出される。「だから地代は、あらゆる場合に、以前に土地で得られた利潤の一部である。それは収入の新しい創造ではなくて、常にすでに創造されている収入の一部である」と²¹⁾。そうして利潤の下落と地代増大の程度は、食糧を生産する経費の増大に依存する、と結論される (IV, p.18)。

(4) 本来の価値・価格タームによる展開

以上の穀物タームによる展開が、『利潤論』の理論的展開の前半をなすとす

れば、これに続く価格・交換価値タームによる同旨の叙述が、その後半をなす。前者も価値タームの叙述であるが、それが穀物タームという形での実質価格による展開だったのに対して、後半は貨幣価格・価値によるそれとして、両者の区別と関連を捉えることができる。形式的にはひとまずはそうだが、やがて明らかとなるように、実質的には、前者は（限界）農業資本の利潤率が農業部門の利潤率を律し、これに商工業利潤率が随順する、という主張であるとすれば、後者は商工業利潤率が農業利潤率に随順する次第を、穀物価格・賃金を介して示そうと意図している、と考えられる。しかし二つの利潤率が一致する理論的根拠が、部門間競争・資本移動を介する利潤率均等化機構以外には与えられていないため（与えられているとすれば、資本・人口を所与のもとに、穀物と他の全商品との相対価値不变を仮定して成立する説明しか存在しないが、やがて明らかになるように、ここではその仮定は維持されえない），実質上、前者の農業利潤率規定論に対して、後者を固有に商工業利潤率規定論ということができ、したがって『利潤論』の利潤理論は、二つの部門別利潤規定論の並存状態を示すことになる²²⁾。論述について考察しよう。

「穀物の貨幣価格と労働の賃金が、その国の富と人口が増進する間中、いさかも価格上変動しなかったとしても、やはり、利潤は下落し、地代は上昇するだろう。なぜなら、同量の原生産物を取得するために、いっそう多くの労働者が遠隔地または肥沃度の劣る土地に用いられるだろうから。したがって、また、生産費用は増大するが、その間、原生産物の価値は引き続き同じままだったからだ。

しかし穀物とその他すべての原生産物の価格は、常に観察されてきたように、国民が富裕になり、その食糧生産の一部を劣等地に頼らざるをえなくなるにつれて上昇する。だから、ほんの僅か考慮しただけでも、このような事情のもとでは、このようなこと【利潤下落・地代上昇】が起こることが自然に予期される結果だ、とわれわれは確信するだろう。」(IV,pp.18-9.)

この第1パラグラフの推論は、正当と認められる。そこからリカードウは、第2パラグラフの推論も当然であるかのように述べるが、その間には小さくないギャップがある。彼自身は、原生産物価格、したがって農業収益は穀物

価格に比例して増大するだけだが、限界資本の生産費用は穀物価格に連動する貨幣賃金の上昇と充用労働者数の増加とに複比例して増加するから、差額としての利潤量は減少し、投下資本量も増大しているため、利潤率は必然的に低下する、と推論しているに違いない。しかしそれは、蓋然性の高い一つの帰結ではあっても、必然的な帰結ではない。充用労働者数の増加率、穀物価格の上昇による賃金の増加率次第で利潤率不变または逆の結論さえ、排除しえないからだ。つまり、賃金財が穀物だけであれば、賃金は穀物価格に比例し、さらに穀物価格は充用労働者数に比例するとすれば、投下資本または生産費用の増大率が収益の増加率を必ず上回る。この限りで彼の推論は正当だが、彼は穀物以外の賃金財の存在をすでに容認しているし、工業賃金財価格は不变と明示される以上（後述）、賃金は必ず穀物価格より低率で上昇する。だから、穀物価格上昇率が充用労働者数の増大率に等しいか、またはそれを下回る場合にだけ、生産費用の上昇率が穀物価格のそれを上回るだろう。おおよそこのような文脈から、彼は「生産の難易」による交換価値規定論を、一般論として提示したと考えられる。

「すべての商品の交換価値は、それらの生産の困難が増大するにつれて上昇する。そうであれば、もしも穀物の生産〔だけ〕に新しい困難が生じるとすれば、金・銀、毛織物、麻織物等の生産するのに必要な労働は少しも増加しないのに、穀物の生産〔だけ〕に必要な労働が増加することから、穀物の交換価値は、それらの物に較べて必然的に上昇するだろう。反対に、穀物、またはどんな種類であれ、他の任意の商品生産が、同量の生産物を減少した労働で与えるように容易になれば、その交換価値は低下するだろう²³⁾。」例えば農業上または農工用具の改善は、穀物の交換価値を低下させるし²⁴⁾、綿織物製造に関連する機械の改善は、綿製品の交換価値を低下させる。また鉱業における改善や貴金属の新豊鉱の発見は、金銀の価値を低下させる。あるいは同じことになるが、他のすべての諸商品価格を引上げる。競争がその作用を十分に發揮することができ、二、三のワインの場合のように、当該商品の生産が自然によって制限されないところでは何処でも、結局は、それらの生産の難易がそれらの交換価値を規制するだろう²⁵⁾。だから、農業であれ製造業であれ、すべての改善を不問にすれば、富の増進が価格に及ぼす唯一の影響は、

原生産物の価格を引上げるだけで、他の全商品の価格をもとのままに据え置き、こうして賃金の一般的上昇の結果として一般的利潤を引下げる事であるように思われる。」(IV, pp.19-20.)

いま、金銀 (=貨幣) の「生産の難易」に変化がないと仮定すると、穀物の交換価値、というより価格は、穀物生産の「難易」に比例して変化する。その「難易」が、一般的に、充用労働量の増減によって表されているから、かりに穀物価格が限界資本のもとでの充用労働量に比例して上昇すると仮定すれば、穀物価格の上昇によって貨幣賃金も何ほどか必ず上昇する。したがって生産費用の上昇率が総収益の上昇率を必ず上回って、農業利潤率は下落せざるをえない。「生産の難易」による交換価値規定論が、先行パラグラフとの関係から、文脈上、有する（後方）連関は、おおよそこのように捉えられよう。

「生産の難易」が充用労働量の大小・増減に常に結びつけられている限り、ここに労働価値論の成立を説くことができるよう思われるが、やや早計であろう（というのは、先走ることになるが、次節の「農業剩余」論争で示されるように、そこでは穀物価格が充用労働量ではなく、それと労働賃金との積、つまり、生産に要する労働費用に関連づけられているから）。とはいって、これがその方向性を示していることは確かだし、これに基づいて、彼の分配論の基礎命題ともいるべき、重要な系論、つまり、賃金・利潤相反論が一般的に提示されている。「生産の難易」論のこの前方連関の意義は、彼の体系の成立にとってまことに重大である。

彼がこれを商工業に限らず、一般的利潤率規定論として説いていることは、文面上、明白だが、なお、部門別利潤率規定論が影をとどめている。というのは、製造業品価格が不变にとどまるることは、いっさいの「改善」を捨象するという前提から、ひとまず、当然であるから²⁶⁾、相反論はほとんど自明の帰結だが、農業利潤に関しては、「生産の難易」論の後方連関として、上記の錯雜な推論の末に漸く認められるだけであり、したがって、純粹に相反論それ自体としては説かれえない状況にある。そのうえ、穀物価格・貨幣賃金の上昇について、農業・商工業ともに同方向に利潤率が低下する、とはいえるが、その二つが同じ水準に低下する、という論証はまだ与えられていない。ここ

なお、解決されるべき、つまりは部門別利潤規定論を止揚するという課題が残っているのである。

(e) 理論の分配論的影響

以上の理論的帰結が社会・経済的にもつ意味は、地主と他の社会階層の利害に関連するため、「一見したよりも重要」である。地主の境遇は、「(蓄積の結果、食料取得の困難が増大することによって) 土地生産物中の増大する量を取得するだけでなく、その量の交換価値が増加することによっても」改善される。反対に地代が下落する場合は、二重に損失を蒙る²⁷⁾。借地農の所得は、原生産物の高価格で地主と同様に利益を得るが、価格が低下しても取得する原生産物の量が増えることによって償われる。「だから」、とりカードウは、労働者階級を抜きにして、続ける、「地主の利害は、社会の他のあらゆる階級の利害に常に対立する。彼の境遇は、食糧が稀少で高価なときほど繁栄することはない。ところが、他のすべての人々は、食糧が安価に手に入ることによって利益を受ける。高地代と低利潤は、両者が互いに常に伴いあうから、それらが「事物自然の経路」の結果であれば、けっして不平の種になるべきではない」と。なぜならそれは、「富と繁栄の、また土壤の肥沃度に較べて人口が多いことの最も紛れもない証拠」にほかならないから。資本の一般的利潤が「もっぱら、土地に用いられる資本中の最終部分の利潤だけに依存する」以上、かりに地主が全地代を放棄したとしても、一般的利潤は引上げられないし、消費者にとって穀物価格が低下するわけでもない (IV, pp.20-1)。

(f) 一般的利潤率を引上げる諸要因

以上の「原理」からして、一般的利潤率が引上げられる要因としては、「労働の実質賃金の下落」、「農業上のまたは農工用具の改善」および国産穀物より安く輸入できる「新市場の発見」の三つがあるが、第1は資本と人口の増減率如何に依存するから、「賃金に関する限り、利潤について積極的に明言できることは何もない」。したがって、「富と人口が増進しているあらゆる社会において、賃金がたっぷりか乏しいかによって生じる作用とは無関係に、農業上の改善か安価に輸入できる穀物がなければ、一般的利潤は下落するに違いない」 (IV, pp.22-3)。これが『利潤論』の理論から引出される最終の結論であ

る。

ここで注目を要するのは、ひとまず、賃金・利潤相反論をみずから提示しながら、彼がそれを利潤規定の「原理」としては位置づけず、限界農業資本の利潤率が一般的利潤率を規制することを「原理」としていることである。ここからも、先に触れたように、相反論は、商工業利潤率が農業利潤率に随順することを示す、せいぜい、付隨的な意味しか与えられていないことが分かる。その理由は、資本と人口との増減が互いに独立に変化し、実質賃金の騰落を介して事後的に調整されるだけ、と考えられていることがある。食糧供給量自体が経済システムの内生変数であり、したがって人口が、完全にではないが、大きく資本の蓄積（＝労働需要、したがって、賃金）に依存する変数として内生化されるほどの体系性は、ここには、まだ求められない。

（5）『利潤論』後半におけるマルサス批判と穀物自由貿易論の対置

以降は、『利潤論』後半をなし、以上の「原理」に反対するマルサスの見解、および彼が主張する国内農業保護論の論拠が、逐一、批判され、リカード自身の積極的な穀物自由貿易論の利益が対置される。

（a）貿易拡大の一般的利潤率への影響論批判

まず、すでに関説した貿易・利潤率論争以来のマルサスの持説が批判される。すなわち、外国貿易の拡張や新市場の発見が、「土地の状態や土地に用いられる最終資本部分の利潤率に全く関わりなく」、一般的利潤率に影響を及ぼすという見解が真実ならば、土地から資本が引上げられることになるが、人口と資本が同じならば、農業から資本を引上げる余地はない。だからこの論者は、「あらゆる経済学の原理に矛盾して」、商業資本の利潤だけが著しく上昇するが、農業利潤は全く変更されないと論じる（利潤率均等化を否定する）か、または「このような事情のもとでは、商業利潤は上昇しない」と論じる（自説を放棄する）ほかはない。この批判の趣旨は、ここに付された脚註によつて、いっそう明らかになる。「彼〔マルサス〕は『土壤を、資本を用いてすべてが改善されやすい大多数の機械』に喻えているが、これは正しい。われわれが元来の性能と能力が最悪の機械を利用せざるをえない時に、いかにして利潤は上昇するのか、と尋ねたい。われわれは、その使用を放棄しえない。

というのは、われわれは、その条件のもとに、われわれの人口に必要な食糧を取得し、食糧需要は、仮定によって減少しないからだ。——しかし、他のところでもっと大きな利潤を上げることができるなら、誰がそれを用いることに同意するだろうか。」(IV,p.24,*fn.*) したがってリカードウは、この場合、一時的に商業利潤は上昇するが、競争の作用により、やがて農業利潤率に規制される一般的利潤率の水準に低下する、と考える。改善された機械を先んじて利用する場合も、暫くは生産費を超える価格で販売できるから、「異例の利潤」を上げることができるが、その普及につれて商品価格が「実際の生産費」に下がり、「通例・普通の利潤」しか得られなくなる(IV,pp.24-5)。この批判の理論的不備については、すでに述べたので繰り返さない。

貿易が一国に有利に作用するのは、「一般的利潤率を引上げることと、諸商品を豊富にしてそれらの交換価値を下落させることによる。前者は資本家にのみ有利だが、後者は全社会がその利益に与かる（これによる資本蓄積の増進、労働需要の増大による賃金上昇が労働者階級に有利に作用することは言及されない）。前者は社会の「収入」を増やすが、後者は「同じ収入」でもって取得できる「生活必需品と奢侈品」量が増える。「外国貿易の拡張・製造業の分業および機械の発見」が国民にもたらす利益は、それが「実際に安い価格で食糧を取得できるようにする場合を除けば」、後の諸商品を豊富・安価にして、社会の実質所得を増やすことによるだけである。ただし、安価となる諸商品中に賃金財が含まれていれば、それに応じて賃金が下落し、「借地農の利潤、したがって他のすべての利潤を引上げる」。したがって、利潤は「食糧の価格、というよりむしろ価値」に依存する（当初から食糧の「安価さ」が説かれた意味が、ここで漸く明確に定式化され、資本家階級全体の共通の利益とされる。ここに賃金・利潤相反論の「原理」的位置づけの端緒があるといえようが、注意すべきは、それがそれ自体としてではなく、なお、あくまで「借地農の利潤、したがって、他のすべての利潤」というこの段階の理論の枠内で説かれている点だ）。このように、その安価さが非常に重要な意味をもつとすれば、「われわれの食糧の一部を外国に依存する危険」という、ほとんど回答不能な議論を主張する以外に、輸入制限論を説く術はない。

(b) 食糧安保論に対する反論

リカードウが最大の力点を置いて反論するのは、いわゆる「食糧安保」論である。この点は、彼が「序論」で言及していることからも明らかだろう。

立法府が穀物貿易に関して直ちに明確な政策を採用したとすると——永続的に自由な輸入を認め、価格が変動するごとに、交互に輸入を制限したり奨励したりしないとすると、わが国が規則的な輸入国になることは疑いないだろう。われわれは、近隣諸国に較べて、土壤の肥沃度よりも富と人口に優る結果として、そうなるだろう」(IV, pp.26-7)。

「その時、われわれのような状況にあって、穀物輸入に伴う多くの利点に反対することができるは、われわれの食糧の相当量を外国の供給に依存する危険だけだ。

これらの危険を非常に正確に見積もることはできないが、それらは、ある程度は、見方の問題であって、他方の利点のように正確な計算に帰することはできない。それらの危険は、概していえば、二つである。——第1に、戦争の場合、大陸諸列強の連合、または、われわれの主要敵国の影響力が、われわれの慣例的な供給を奪うこと、——第2に、海外で気候が不順だった時、輸出国が自国の供給不足を補うため、通例の輸出量を差し止める力をもち、しかもその力を行使するだろう、ということ。

わが国が規則的な輸入国になり、外国人がわが国の市場を信用して頼るようになれば、穀物生産国では、輸出を目当てにしてもっと多くの土地が耕作されるだろう。[輸入量が]イングランドの穀物消費量の僅か数週間分にしか当たらないことを考慮すると、大陸がわれわれに相当量の穀物を供給する場合、最も広範にわたる破滅的な商業的難況 (distress) を伴わずに、この輸出貿易を妨害することはできないだろう。——どんな主権者または主権者の連合も、人民をこのような難況に遭わせたくないだろうし、かりにそう望んでも、恐らく、どの国の人民も従わない施策だろう。ロシアの原生産物輸出を妨げようとボナパルトが努めたために、他の [いかなる——編者] 原因にもまして、かの国の人民の驚くべき努力が生みだされ、一国民を屈服させるために、恐らく、これまでに動員された最強の軍事力に対抗させたのだ。

土地に用いられる巨額の資本は、俄かに引上げることはできず、このような事情のもとでは巨大な損失を伴うはずだ。そのうえ、国内市場での穀物の

過剰は、全供給に作用して、その価値を、計り知れないほど低下させる。あらゆる商業的企業の要件をなす収益の喪失によって、破産が広く拡がる光景が生じるだろう。これに一国が我慢強く耐えるとしても、戦争を引き起こす余裕はなく、成功の見込みもないだろう。」(IV, pp.27-8.)

マルサスは、書簡および『地代論』・『根拠』の両著作においても、「食糧安保」論を積極的には提示しなかった。しかし彼と、度々、対話ないし討論したりカードウが輸入制限・農業保護の論拠として、これを最も重視していることからすると、これが制限論者に共通ということもあるが、マルサスにもこれが伏在するという、少なくとも強い心証を得ていたからだろう。事実、マルサスは、『穀物法論』でこう述べていた。

「以上の穀物自由貿易の著しい利点を打ち消すのに、それから生じると懸念されるどんな弊害があるか。

真っ先に論じられるのは、安全は富裕よりも、さらにいっそう重要であり、他の国々の嫉妬を搔き立てがちな大がかりな大国がその国人民の相当部分を外国供給に依存して養うようになれば、それを最も大きく必要とする時期に、その最も不可欠の供給を俄かに失うという危険に曝される、ということだ。

このような危険が非常に大きくなることは、即座に認められる。通商がある時妨げられることは、余剰供給を生産する国の利益にも、それが不足する国の利益にも、同様に反するだろう。だから、穀物に高く支払える富国は、商業世界の市場で何ほどか購入することができる間は、飢えそうになることはないだろう。

同時に、考るべきことは、近年、政府が利害よりむしろ情念で行動する最も著しい事例を、あらゆる方面で、われわれが見たばかりだ、ということだ。このような事態の再来はほとんど予想されないが、それに似た何かが、将来、起こるとすると、われわれ自身の消費をほとんど自給するのではなく、わが国の二百万の人々を外国に依存して養うようになった場合、1812年にわが国の製造業が蒙った不況は、その時になって嘗める広く荒廃させる窮境と全く比較にならないだろう。

[最近の開会中議会への報告によると、わが国は急速に自給国に近づいているから、食糧の相当な部分を外国に依存する危険は大きくなはないが、広い範囲

の戦争中に、統一的作戦により、わが国の製造品の市場を見出しえず、それに大量の穀物供給を外国に依存する「絶対的必要」を伴う「実験に類する」経験がない、ということも認められるべきだ。」(Malthus,7,pp.101-2.)

さすがにマルサスも、平和時に、この「危険」を「論拠」とすることはできないと考えて、前述のように、自由貿易実現不能という「現状」を理由に彼の態度変更を「合理化」したのだった。だからこの反論は、主として議会筋に向けられている、と考えられよう。

これに対するリカードウの反論は、要するに、穀物輸出入の規則的な関係が定着すれば、その突然の途絶や制限は、輸出国側も「難況」に陥れるから、政治権力をもってしても強行できない、というのである。勿論、輸入が断たれたとすれば、「全供給の恐らく八分の一にのぼる、通例の供給の減少」は、かなり大きな害悪に違いない。しかしあれわれは、これに等しい供給を、恒常的な輸出入関係がない時でさえ取得してきた。高価格が供給を確保する巨大な力は、誰でも知っている。戦争状態にない国々から「相当な量」が入手できることは間違いない。イギリンド市場の開放が確固たるものであれば、輸出国が不作の年も大幅に輸出は削減されないだろうし、これまで輸出しなかった国々も、われわれに「相当な量」を供給する可能性がある。というのは、穀物価格は、「供給不足だけに比例して」上昇するのではなく、不足量に応じて、二倍にも三倍にも跳ね上がるから、このような時こそがそれらの国が大きな利益を上げるチャンスだから。

外国がどんな価格で輸出を制限しようと、その価格に達する機会は、われわれの需要量が大きいほど減少することになる(IV,pp.29-31)。

第二の輸出国が不作の場合、一国だけをとっても、ある地域が不作だと、他の地域は豊作になる、といわれている(Cf. WN.,pp.526-7.邦訳(三), 51ページ, 参照)。まして、世界を構成するすべての国々については、はるかに強くそういえるだろう。だから、「高価格が供給を確保する力があったというわれわれの経験に従えば、われわれの消費の僅か数週間分に必要なだけの穀物を輸入に依存することから、われわれが何か特別の危険に曝されるだろう、と恐れる正当な理由がありえようか。」実際、オランダは、ほとんど全部を外国からの輸入に依存しているが、穀物価格は、あの激動期でさえ「著しく安

定」していて、小国にも拘らず、不作の影響がもっぱら輸入国だけの負担にはならない「確証」を与えていた（IV, pp.31-2）。

(c) 自由貿易による農業資本の損失について

これまで、確かに農業で大きな改善が行われてきたし、土地に多くの資本が投下されてきたが、それにも拘らず、「穀物輸入が禁止ないし制限されれば」、われわれは、富と繁栄の増大から生じる「自然の障害」、つまり、劣等地耕作の不利を克服していない。法によって縛られなければ、われわれは、漸次、劣等地から資本を引上げ、現在はそこで生産されている生産物を輸入するだろう。引上げられた資本は、穀物と引換えに輸出されるような商品の製造に用いられよう。

しかしマルサスは、それによって蒙る農業資本の損失を大いに強調している。しかしこれが正当ならば、蒸気機関やアークライトの水力紡績機が完成した時、古い機械の価値が失われるから、それを採用するのは誤りだということも、同様に正当だということになる。社会は、劣等地の借地農が蒙る損失の何倍も利得する。資本が土地から製造業に移転した後は、借地農自身の利潤も、地主を除く社会の他の全階級と同様に、著しく増大するだろう。とはいえ、現在の借地契約の間は、借地農が「安価な穀物価格から生じる新しい貨幣価値による損失に対して保護される」ことが「望ましい」だろう。だから、「三、四年間、輸入制限関税を設け、その期間後には穀物貿易は自由になって、国産穀物に課するのが得策と分かるような課税だけが輸入穀物にも課される、と宣言することは正当といえよう。」（IV, pp.32-3）。

このようにリカードウは、外国供給への依存の「危険」を詳しく考察して、それが穀物の自由貿易を妨げる十分な論拠たりえないことを明らかにする。そして、戦時に肥大化した農業投資の一部が、損失なしにではないが、土地から引上げられて、自由貿易への転換に応じて、新たな国際的分業の一環を担う部門に移動するため、あるいは現行借地契約のもとでの地代負担の過重を避けるため、「三、四年間」の猶予期間を設け、その間は「保護」によって穀物価格の急落を防ぎ、借地農の損失の軽減を図る政策的配慮が必要だ、と考えている。現実は、「穀物法」改正による強い保護にも拘らず、通貨価値の回復も与かって、農業部門は、彼の予期を超える、深刻で長期の、戦時か

ら平和への転換に伴う調整不況に陥るのであるが。

(d) イギリス経済の展望

イギリス経済の前途について、リカードは樂観的だ。「『グレート・ブリテンの数地域で現在用いられている最良の耕作法だけが一般に普及して、いっそうの蓄積ならびに資本と技術のもっと適切な配分が進むのに応じて、全國が同じ水準に達したとすれば、追加される生産物の量は巨大で、非常に大きく増加した人口に生存資料を与えるだろう。』」(Malthus,7,p.161) という『論拠』の一文を肯定的に引用して、これは、「われわれが資源の終焉(the end of our resources) からまだ非常にほど遠く、繁栄と富の増進を考えてよい」ことを示すものだ。この繁栄と富の増進は、穀物輸入自由・制限両制度のいずれのともでも生じるだろうが、同等に加速されるわけではなく、全面的に利益を与え、資本の最適配分をもたらして「最も豊かな収益を保障する」制度を排する理由はない (IV,p.34)。

マルサスは穀物の低価格が労働者に不利だと主張する。彼のこの問題に関する考察は非常に重要だが、彼は、総資本の配分の改善が労働者に及ぼす影響を「十分には認めていない」と批判され、同時に、資本の最適配分は「同量の資本が雇う人手を増やす」から労働者に有利であり、そのうえ、「利潤の増大が蓄積を推進し、こうして実質的に高い賃金によって人口に刺激を与えるだろう。この高賃金が、長い間、労働者階級の境遇を必ず改善する」というのが、リカードの積極的主張である。そして、「この階級へのこの影響は機械の改善の影響とほぼ同じ」であって、機械の改善が「労働の実質賃金を引上げる明確な傾向があることは、現在、もはや議論の余地はない」²⁸⁾、とつけ加えられる (IV,p.35)。

(e) 自由貿易と諸階級

またマルサスは、穀物の自由貿易の利益は、資本家階級については貿易資本家層に限られるというが、地代は「一般的利潤が下落するにつれて上昇し、一般的利潤が上昇するにつれて下落する」というリカードの見解が正しければ、農・工・商を問わず、すべての資本家の利潤が自由貿易によって増大する。さらに、農業上の改善または輸入の結果、低下するのは穀物の交換価値だけであって、他のすべての商品価格には影響しない。だから、穀物価格

低下のため、必ず賃金が下落するから、「あらゆる業種の純利潤は上昇するに違いない」と彼の見解を対置する (IV, pp.35-6)。

自由貿易による地代の減少によって国産商品の需要が減少しても、資本家階級の「富裕」が「はるかに大きな程度」上昇する。また、輸入制限を行わざれども、このために外国貿易の一部が失われる懸念はないが、輸入自由ならば、貿易は「著しく増大」するだろう。しかし問題は、双方の場合に外国貿易が同じにとどまるかどうかではなく、「等しく有利かどうか」にある、と論じられる (IV, p.36)。

(f) マルサスの貨幣的経済論とそれに基づく租税負担過重化論批判

ヒュームの価格上昇の「魔術的效果」を援用して、反対に価格下落は経済不況を招く、というマルサスの見解も、批判を免れない。彼は穀物価格の下落がこのような作用を及ぼす、と考えている。かりにヒュームの考察に、十分、根拠があるとしても、これは、現在の場合に適用されえない。貨幣価値の上昇はすべての商品価格を下落させるが、穀物価格の下落は、それに伴つて賃金を低下させるだけで、製造業品の価格に影響しないから、資本の利潤を増大させる。「商業諸階級の繁栄が資本の蓄積と生産的勤労の振興をもたらすこと、きわめて確実だ」とすれば、穀物価格の下落よりもっと確かに、これが得られる手段はない (IV, p.37)。

リカードウは、スミスおよびマルサスの工業に勝る農業での資本の高価値付加生産性の主張も否定する。農工間の付加価値生産性に大差はない。うえの主張は重農主義学説には一致するにしても、穀物栽培地はすべて地代をもたらす、というスミスに異を唱え、「『次々に耕作にに入れられる土地は、利潤と労働を支払うだけでいいだろう』」というマルサスの見解と矛盾する (IV, pp.37-8)。

安価な穀物の輸入により最劣等地の耕作は放棄され、次の劣等地が利潤しか得られない最劣等地になって、利潤が上昇し、地代は下落する。この過程がさらに進めば、耕作を放棄される土地が広がり、利潤がもっと上がり、地代は下がる。これによって、イングランドの富は穀物の低価格によって著しく増大するが、その富の全貨幣価値額は、「消費される穀物貨幣価値の全差額分だけ」減少するだろう。もっとも、穀物の輸入と交換に輸出される全商品

の交換価値の增加分だけ増加するが、後者は前者と比較にならないので、イングランドの全商品の貨幣価値額が減少することは確かだ。だからといって、「年々の収入」が同程度に減少する、ということにはならない。この収入から租税が支払われるから、「その負担は実質的には増加しないだろう」。一国の「収入」減少率が貨幣価値額の減少率より小さければ、「純収入」(=可処分「収入」)はかえって増えるだろう。国債保有者の実質所得が増えるというマルサスの主張は正しいが、彼らの受取る利子にも少なからぬ租税が課されるから、もっぱら他の納税者を犠牲にして利得するわけではなく、他の資本家の得る追加利潤を「真の価値」で見積もれば、彼らの納税額も増えるが、彼らはやはり大きな利得を得るだろう。地代が減るうえに租税負担が増えて、損を蒙るのは地主だけだろう(IV, pp.38-40)。

(g) 結語——地主階級の保護政策論批判

最後に、本来の問題に戻って、「ある特定の階級に配慮して、わが国の富と人口の増進を妨げることを認めるのは、非常に残念に思われる。安い価格で穀物を輸入することから生じるあらゆる利便を利用しようと決意するに当たって、地主の利害が十分に重要だとすれば、その利害は、農業上や農工器具のあらゆる改善を拒否するように影響を及ぼすべきだ。というのは、このような改善によって、穀物の輸入によるのと同じだけ、穀物が安価になり、地代が低下して、少なくとも暫くの間、地主の租税支払能力が損なわれるからだ。だから、論理一貫するには、同じ法案によって、改善を阻止し、輸入を禁止しようではないか。」(IV, p.41.) リカードウは、議会の大勢を占める地主階級が穀物法改正によって階級的利益を追求する姿勢を、このように痛烈に風刺して、『利潤論』の筆を擱いている。

明らかに彼は、地主階級に対して資本家階級の利益を擁護するが、その利益がその階級だけではなく利潤率上昇・資本蓄積の推進をつうじて、雇用を増大させるとともに経済成長を促進するという社会の大多数の利益になる、と確信するからである。しかしそれは、決して反地主的な、というよりもむしろ、地主階級に敵対する立場に立っているわけではない。彼らが「事物自然の経路」を歪め、一般的利益を損なって階級的特殊利害を追求することに反対しているのである。彼のこのスタンスを見誤らないように、重ねて留意を

求めたい。

- 19) リカードウは、スミスを援用して (*Cf. WN.*, pp.151-31.邦訳 (一), 117-201ページ, 参照), 彼の趣旨を、「農業と製造業の利潤率が厳密に同じだ, というのではなく, 両者は相互にある比例関係がある, ということだ」, と説き, 彼は「製造業および商業に用いられる資本の利潤に同様の変動を引き起こさずに, 農業資本の利潤は著しく変動しえないということを証明したいだけだ」(IV,p.52,*fn.*), という。しかしこのような事情は, 彼の主張を支持する論拠にはなりえない。それは, 利潤率均等化によって完全には解消されない, 少少の差異をもつ, ある利潤率ベクトルが存在することを示すだけであって, このベクトルが農業利潤率の動向によって動くことを論じるものではないからだ。
- 20) マルサス『地代論』の出版前に『利潤論』前半の利潤率規定論とそれに基づく利潤率低下論の原稿が存在したことを, そこでの異例の脚註の多さが示唆するという, スラッファの指摘 (IV,p.4,n.3) は, 有力である。
- 21) 「地代とは, 土地が元来もっている内在的な能力の利用に対して地主に与えられる報酬を意味する。地主が彼自身の土地に資本を支出するか, 借地期限が切れた時, 前の借地人の資本がその土地に残っている場合には, 地主は, なるほど, いわゆるもっと大きな地代を得るだろうが, 明らかにこの一部は, 資本の使用に対して支払われる。他の部分だけが土地が元来もっている能力に支払われる。」(IV,p.18,*fn.*)
- 22) 部門別利潤率規定論を最初に説いた (示唆した) のは堀経夫「往復書簡の一部に現れたマルサスとリカードウとの利潤論争」(関西学院大学『経済学論究』7卷4号) だが, 千賀重義「リカードウにおける価値と貨幣の理論」(名大『経済科学』19卷3号) がそれを主張し, 羽鳥卓也「初期リカードウの利潤率低下論 (I), (II)」(岡山大『経済学雑誌』9卷1, 2号, 1977年, 同著『リカードウ研究』[未来社, 1982年], 第一, 第二章) がこれを精緻に仕上げた。なお, ホランダーは, 当初から(名目)賃金による利潤規定論と解するが, 必ずしも典拠に忠実とはい難い (*Cf. Samuel Hollander, The economics of David Ricardo*, University of Toronto Press, 1979, II/3 and 4)
- 23) 「農業上の改善によって生じる穀物の低価格は, 利潤を増大させ, 蓄積を促進することによって人口に刺激を与えるだろう。このため, 再び, 穀物の価格を引上げ, 利潤を下落させるだろう。しかしそれは, 増加した人口を, 同じ穀物価格・同じ利潤および同じ地代で養うことができる。だから, 農業における改善は, 利潤を引上げ, 暫くは地代を低下させる, といってよからう。」(IV,p.19,*fn.*)
- 24) 「穀物追加量の獲得をいっそう困難にする原因是, 進歩する国々では不斷に作用するが, 農業上または農工用具の著しい改善は, それほど頻繁には生じない。この二つの反対に作用する原因が等しい作用を及ぼすならば, 穀物の価格は, 気候不順, 労働の実質賃金の騰落, または貴金属の豊富か稀少から生じるその価値変動から起る, 偶

然的な変動を蒙るだけだろう。」(IV,p.19,*fn.*)

- 25) 「全商品の価格は、資本の一般的利潤を含むそれらの生産費によって結局は規制されるし、常に規制される傾向があるが、それらすべては、恐らく穀物は他の大部分の商品よりも、さらに、一時的原因から生じる偶然的な価格変動を蒙る。」(IV,p.20,*fn.*)
- 26) 「ひとまず」というのは、『利潤論』公刊後のマルサス宛書簡で、原生産物が原料として入り込む限りでの製造品価格の上昇が認められるからである (Cf.VI,p.179.なお次節、参照)。これが付加価値に関する賃金・利潤相反論に全く影響しないことは、ほとんど自明だろう。
- 27) 「穀物の価格が他の全商品の価格を規制する、と考えられてきた [Cf.WN.,pp.509-10.邦訳(三)21-2ページ、参照]。私には、これは誤りだと思われる。穀物の価格が貴金属自体の価値の騰落によって影響されるとすれば、その時には確かに諸商品の価格も影響を受けるだろうが、それらが変化するのは、貨幣価値が変化するからであって、穀物の価値が変わるからではない。思うに諸商品は、貨幣と諸商品が同じ比率のままである間は、というよりむしろ、穀物で評価された双方の生産費が同じままである間は、実質的に変化するはずがない。課税の場合、その価格の一部はその商品を使用する自由に対して支払われるから、その商品の実質価格をなさない。」(IV,p.21,*fn.*)
- 28) この見解が、後年の『原理』第三版(1821年)に追加された「機械」章の見解と対照的であることに注意。

〔訂正〕 本稿(5)(7巻1号), 34ページの註29)を下記のように訂正。

「その第二版は初版と同年の1814年に、第三版は翌15年2月に『外国穀物輸入制限政策論の論拠』と同時に公刊された。

〔後記〕 引き続き本稿も羽鳥卓也・岡山大学名誉教授のご教示に与った。深く感謝する次第である。